

次のようなケースでは**不服裁定手続**※を利用できる場合があります

※裁定とは、公害等調整委員会が法的判断を行うことにより、紛争の解決を図る手続です。
裁判に準じた手続で行われ、処分が違法・不当である場合には、その処分を取り消します。

鉱業・採石業
砂利採取業

と

一般公益・農業
林業・その他産業

との間で調整が必要な行政処分に対し、**不服がある方は申請ができます。**

岩石・砂利の採取や鉱物の掘削などの許認可の場合

たとえば

岩石採取業者

と

行政機関

例

岩石採取計画の申請が不認可とされたが、
不認可理由に納得がいかない。



(鉱業・採石業・砂利採取業と関係する)
都市計画区域・自然公園区域などの特定区域における
開発行為の許認可処分の場合(※)

たとえば

採石業者

と

農業経営者

例

県知事が採石業者にした岩石採取計画認可処分によって、自分の農業に被害が生じるため、
この処分を取り消したい。(右表②の具体例)

砂利採取業者

と

開発場所周辺住民

例

県知事がした砂利採取計画認可処分に基づきなされる行為が、自身の
居住地に災害等が発生させるおそれがあるため、この処分を取り
消したい。(右表⑤の具体例)

鉱業権者

と

ゴルフ場開発業者

例

県知事がしたゴルフ場開発許可処分によって自分の持つ鉱業権が侵
害されるため、この開発許可を取り消したい。(右表⑥の具体例)

※処分の取消を求める法律上の利益が必要です。



手続の対象となる法律

不服裁定手続の対象は、「鉱業等に係る土地利用の調整
手続等に関する法律」1条2号に列記している法律
(平成29年4月現在、16種類)に基づく行政処分です。
以下、その一例をご紹介します。

対象となる主な法律		対象となる行政処分の一例
①	鉱業法 (133条)	● 鉱業権設定の許可処分 ● 山林で坑口開設をするための土地使用許可 処分 ● 石材を運搬するための山林の使用許可処分 など
②	採石法 (39条1項)	● 岩石採取計画の認可処分 ● 採石権の存続期間更新の決定 など
③	森林法 (190条1項)	● 保安林での鉱石運搬用坑道の架設等の作業 許可処分 ● 保安林での土石採掘の許可処分 など
④	農地法 (53条2項)	● 施設を設置転用するための賃借権設定への 不許可処分 ● 農地、採草放牧地での権利移転許可処分 ● 農地の賃借権設定に対する不許可処分 など
⑤	砂利採取法 (40条1項)	● 砂利採取計画の認可処分 など
⑥	都市計画法 (51条1項 58条2項)	● 都市開発区域内でのゴルフ場開発許可処分 ● 市街化調整区域内での住宅建築不許可処分 ● 風致地区内での岩石採取行為不許可処分 など

その他、自然公園法、河川法等に基づく処分があります。詳しくはHP等をご覧ください。

公害等調整委員会での 不服裁定手続の流れ

1 裁定の申請

- 手続は申請により開始されます。
- 申請の書式例や送付先は本冊子連絡先又は HP をご覧ください。

※ 申請できる期間に決まりがあります。
(①処分があったことを知った日の翌日から3か月、②処分があった日の翌日から1年を経過したときは、原則として申請することができません。)

2 審理期日 (公開)

- 委員会は、事件関係人の主張や意見を聴取します。
- 必要に応じ、国費による調査なども行います。
- 東京から離れたところでも期日を行う場合があります。



3 裁 定

- 委員会は、証拠や調査結果等に基づき法律的判断を行います。



鉱業等に関する行政処分不服のある方へ

Q&A

Q1 どのような事案が不服裁定手続の対象となるのですか？

A1 行政機関からなされる教示をご確認ください。処分を受けた方には、処分時に、どの種類の不服申立てを、どの行政機関に対し、いつまで行うことができるのかが書面で教示されることになっています。また、それ以外の利害関係のある方も、どの種類の不服申立てができるかなどについて、処分をした行政機関に教示を求めることができます。(行政不服審査法 82 条)

Q2 公害等調整委員会に不服裁定の申請ができる場合であっても、直接裁判所に提訴することはできますか。

A2 いいえ。公害等調整委員会の裁定を受けてからでなければ、裁判所に提訴することはできません。

Q3 手数料はかかりますか？

A3 無料です。

Q4 不服裁定手続についてさらに詳しく知りたいのですが。

A4 HP をご覧いただくか、公害等調整委員会の相談・申請窓口 (03-3503-8591) にご相談ください。

続きは Web で

公害等調整委員会

検索



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



こちらの相談窓口へ!!



相談・申請窓口

総務省公害等調整委員会事務局総務課

TEL:03-3503-8591

10:00~12:00、13:00~17:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>